

議案第49号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年5月28日提出

加西市長 中川 暢三

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和42年加西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

一般職の職員が人事院勧告に基づき、平成 21 年 6 月の期末手当及び勤勉手当の合計支給月数を 1.95 月に減額することに合わせ、教育長の支給月数についても 1.95 月に減額するため所要の改正を行うもの。